締約国	加入書の寄託日	当該締約国についての発効日
キリバス共和国	平成二十三年六月二十九日	平成二十三年七月二十九日

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百六十号

平成二十八年九月七日にヌアクショットで、モーリタニア・イスラム共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がモーリタニア・イスラム共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　二億円

3　署名者

日　本　側　清水久継在モーリタニア大使

モーリタニア側　エル・モクタール・ジャイ経済・財務大臣

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

○外務省告示第三百六十一号

伊勢志摩サミット関連行事の軽井沢町開催に際し、国会議事堂、内閣総理大臣官邸その他の国の重要な施設等、外国公館等及び原子力事業所の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律（平成二十八年法律第九号）第五条第一項、第二項及び第三項の規定に基づき、対象外国公館等及び当該対象外国公館等の区域並びに当該対象外国公館等に係る対象施設周辺地域を次のとおり指定する。

平成二十八年九月二十一日

外務大臣臨時代理
国務大臣　菅　義偉

軽井沢プリンスホテル

期間	平成二十八年九月二十四日から平成二十八年九月二十五日まで
対象外国公館等の所在地	長野県北佐久郡軽井沢町
対象外国公館等の区域	長野県北佐久郡軽井沢町大字軽井沢千十六番地八十八号
対象外国公館等に係る対象施設周辺地域	次に掲げる点を順次に結んだ線及び一に掲げる点と十一に掲げる点とを結んだ線により囲まれた区域 一　北緯三十六度二十分三十六秒、東経百三十八度三十分十七秒の点 二　北緯三十六度二十分三十一秒、東経百三十八度三十分三十秒の点 三　北緯三十六度二十分二十秒、東経百三十八度三十分三十五秒の点 四　北緯三十六度二十分十二秒、東経百三十八度三十分二十三秒の点 五　北緯三十六度十九分五十九秒、東経百三十八度三十分二十四秒の点 六　北緯三十六度十九分四十六秒、東経百三十八度三十分三十秒の点 七　北緯三十六度十九分三十六秒、東経百三十八度三十分二十六秒の点 八　北緯三十六度十九分三十秒、東経百三十八度三十分八秒の点 九　北緯三十六度十九分五十二秒、東経百三十八度三十分十七分四十六秒の点 十　北緯三十六度二十分九秒、東経百三十八度三十分四十秒の点 十一　北緯三十六度二十分二十六秒、東経百三十八度三十分十七分四十九秒の点
備考	「次の図面」は省略し、その図面を外務省に備え置いて縦覧に供する。

○厚生労働省告示第三百四十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、都道府県が行う補助金等の交付に関する事務（平成十二年厚生省告示第二百六十五号）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき公示する。ただし、この告示による改正後の都道府県が行う補助金等の交付に関する事務の規定は、平成二十八年度以降の予算により支出される補助金等の交付に関する事務について適用し、平成二十七年度以前の予算により支出された補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

平成二十八年九月二十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

「（項）　生活保護等対策費
（目）　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」を「（項）　生活保護等対策費
（目）　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）
　　生活困窮者就労準備支援事業費等補助金（市町村（指定都市等を除き、特別区を含む。）に係るものに限る。）」

表の上欄中

に改める。

（項）　生活保護等対策費
（目）　遺骨収集帰還等派遣費補助金（国内民間建立慰霊碑移設等事業費に対するものであって、市町村（特別区を含む。）に係るものに限る。）」

○厚生労働省告示第三百四十五号

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和三十五年法律第百四十五号）第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第三十六条の七第一項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する第一類医薬品及び第二類医薬品（平成十九年厚生労働省告示第六十九号）の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月二十一日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　松本　純

第一号ロ中「第十四条第八項第一号」を「第十四条第八項」に改め、同号に次のように加える。

ホ　別表第一の二に掲げる体外診断用医薬品

第二号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとし、同号に次のように加える。

ホ　別表第四に掲げる体外診断用医薬品

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第一の二

一　一般用黄体形成ホルモンキット

別表第三の次に次の一表を加える。

別表第四

一　一般用グルコースキット
二　一般用総蛋白キット
三　一般用ヒト絨毛性腺刺激ホルモンキット